

被災者の住まいに関する現行制度

応急仮設住宅の供与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>2,660,000円</u> 以内	団地全体の平均が当該金額以下であればよい
住宅の規模	1戸当たり平均 <u>29.7㎡(9坪)</u> を標準	家族構成に応じて6坪、9坪、12坪の3タイプを標準仕様とし、棟平均で29.7㎡を標準
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	地域のコミュニティ確保等の特別な事情がある場合は、10~50戸未満で小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年3月(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		

主 な 留 意 事 項

- 応急仮設住宅の設置(建設)に代えて、民間賃貸住宅の借上げによる供与も可能であること。
- 法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- あらかじめ、仮設住宅の建設関係団体や民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。

住宅の応急修理

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 576,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から <u>1か月</u> 以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

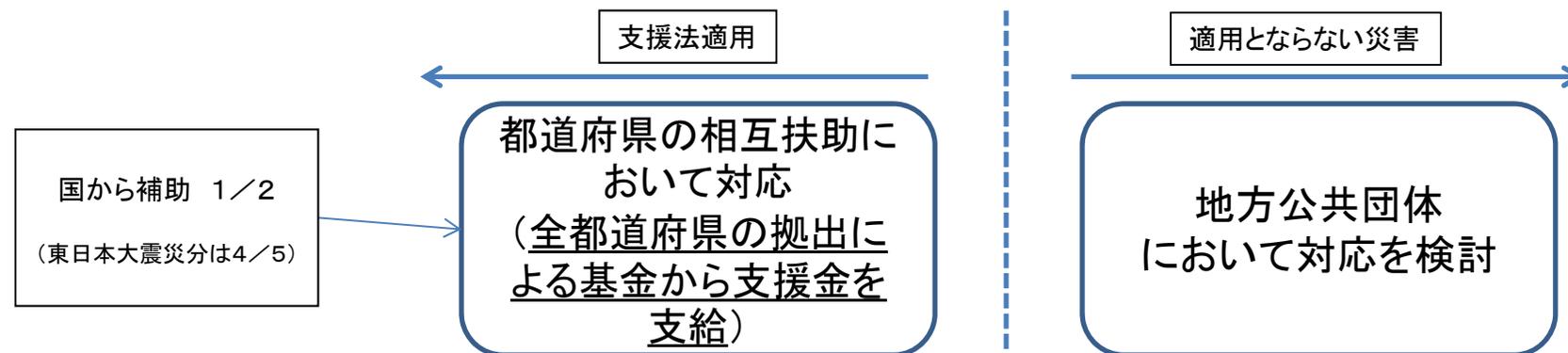
主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

被災者生活再建支援制度の概要

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊(3. ①に該当)	解体(3. ②に該当)	長期避難(3. ③に該当)	大規模半壊(3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等

②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内

②加算支援金: 災害発生日から37月以内

災害公営住宅の供給に係る制度・予算措置の概要

		一般の公営住宅	災害公営住宅（一般災害）	災害公営住宅（激甚災害）	
根拠となる法律		公営住宅法	公営住宅法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）	
指定要件			※①または② ①被災地全域で500戸以上の住宅が滅失した災害 ②市町村の区域内で200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した災害	被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等 （100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した市町村の被災者向けに整備する場合に適用）	
入居対象	入居者資格	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者について収入要件なし（※1）	
	入居者制限 （補助の特例適用時）		災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者	災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者	
整備戸数の上限			滅失戸数の3割	滅失戸数の5割	
補助率	整備	建設・買取	国：概ね1/2 地方：概ね1/2	国：2/3 地方：1/3	国：3/4 地方：1/4
		借上 （共同施設整備費のみ対象）	国：2/3×1/2 地方：2/3×1/2 民間：1/3	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5
	家賃低廉化	20年間 概ね1/2	20年間 2/3	当初5年間 3/4 6～20年目 2/3	
地方財政措置		地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）	

※1 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に該当する地域（次の①～③のいずれか）に限る。

- ①当該都道府県・隣接都道府県で住宅が4,000戸以上滅失かつ当該市町村で100戸以上又は1割以上滅失、
 - ②当該都道府県・隣接都道府県で住宅が2,000戸以上滅失かつ当該市町村で200戸以上滅失、
 - ③当該都道府県・隣接都道府県で住宅が1,200戸以上滅失かつ当該市町村で400戸以上又は2割以上滅失。
- 熊本地震において適用を受ける市町村は※1に同じ。

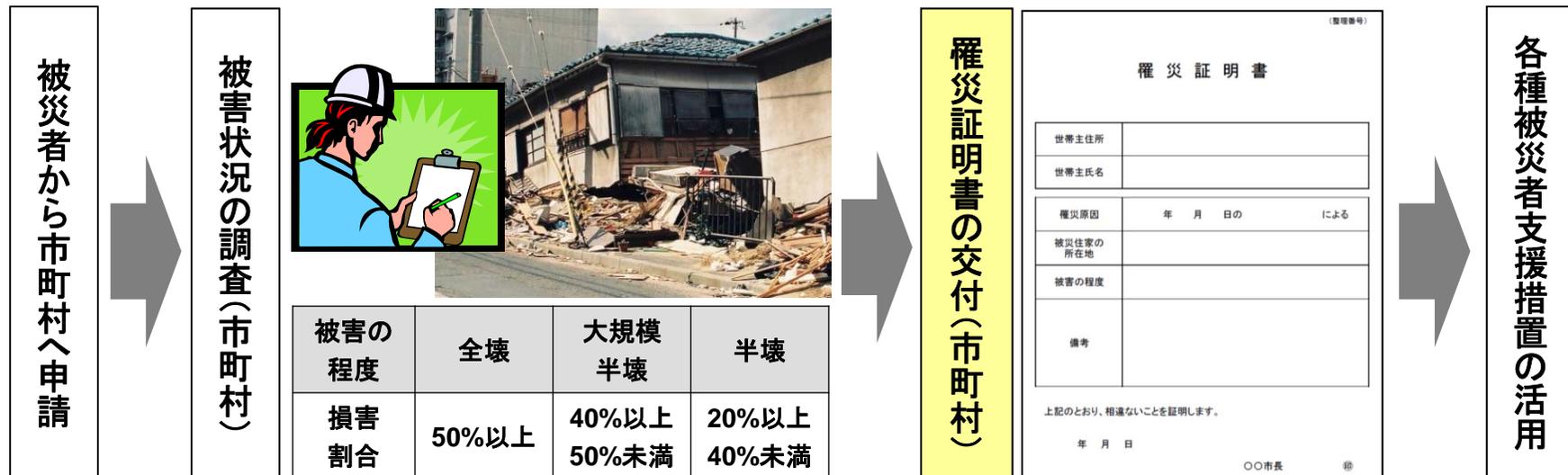
罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

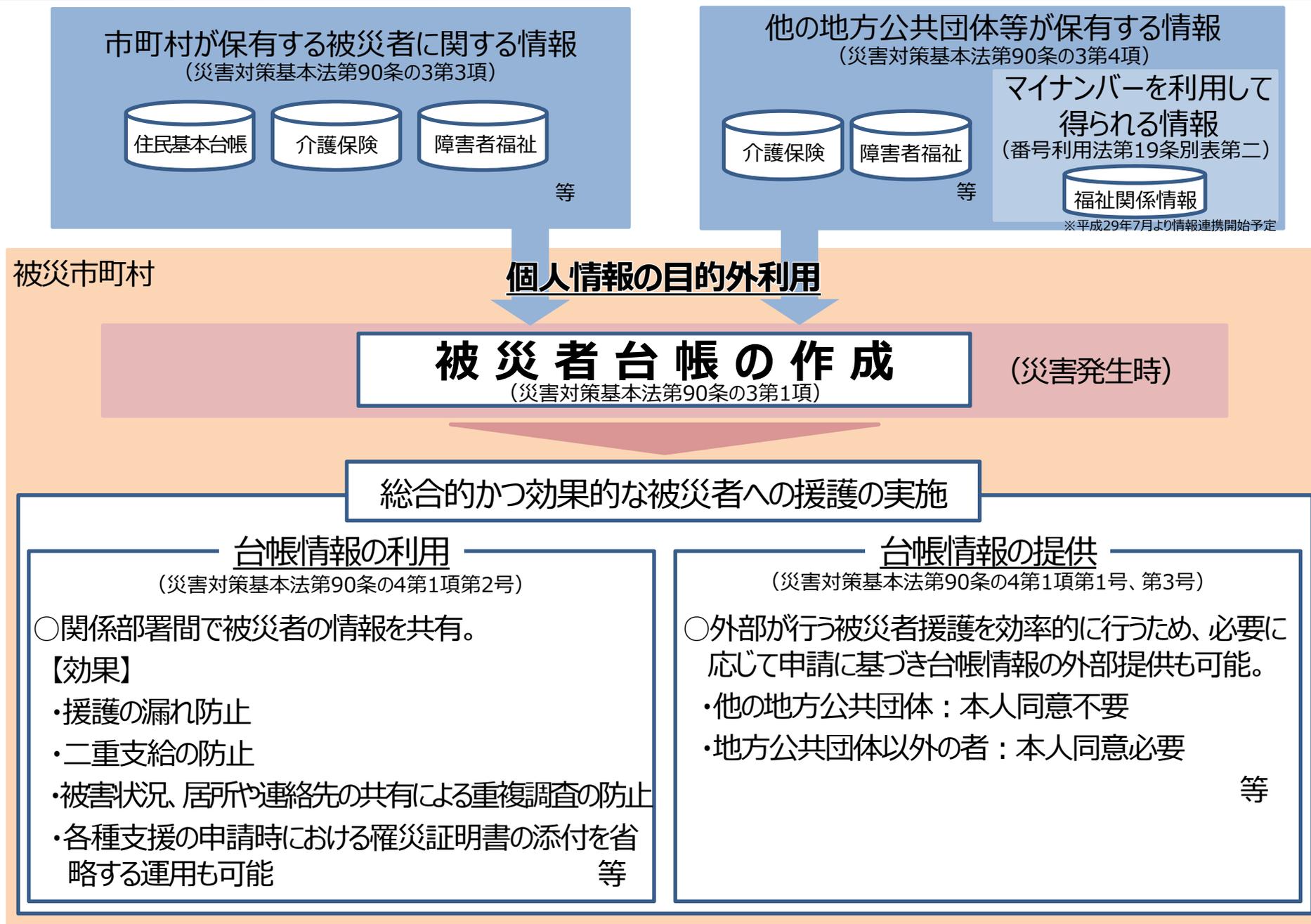
罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策
- | | | |
|-------|---|---------------------------|
| 給付 | : | 被災者生活再建支援金、義援金 等 |
| 融資 | : | (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等 |
| 減免・猶予 | : | 税、保険料、公共料金等 |
| 現物給付 | : | 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等 |

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞



被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供



被災者台帳の掲載・記録項目

1. 災害対策基本法第90条の3

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2. 災害対策基本法施行規則第8条の5

- ① 電話番号その他の連絡先
- ② 世帯の構成
- ③ 罹災証明書の交付の状況
- ④ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項